

コーポレート・ガバナンス

当社は株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの信頼をいただき、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、公正かつ透明な経営体制を確立することが重要であると考えています。今後も、従来の取締役会と監査役制度をさらに充実させ、適時・適切かつ積極的に情報開示を行います。

さらに、企業倫理と遵法意識に則った誠実な企業行動を実践することにより、コーポレートガバナンスの充実に努めます。

また、当社は上記の考え方のもと、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し、各原則に対応して企業価値向上を図ります。

会社の機関の内容

当社の取締役会は社外取締役2名を含む取締役15名で構成されていて、経営に関する重要な事項について審議のうえ意思決定を行うとともに業務執行状況の監督を行っています。

また、当社は監査役制度を採用し、社外監査役3名を含む5名の監査役および監査役全員で構成される監査役会により、取締役の業務執行状況について監査を行っています。

内部統制システムの整備の状況

コンプライアンス経営体制

当社は、遵法意識の一層の強化充実を図り、社会的信頼を確立するため、東武グループ全役職員の行動原則となる「東武グループコンプライアンス基本方針」を制定するとともに、役員および全従業員への日常行動の具体的な指針である「コンプライアンス・マニュアル」の配付や、教育研修の実施等により、コンプライアンス意識の向上、コンプライアンス経営の周知・徹底に努めています。

また、コンプライアンスに関する通報・相談窓口である「東武鉄道コンプライアンス・ホットライン」の設置、公益通報者に対する不利益取扱いの禁止等を定めた内部通報者保護規程の制定、コンプライアンス経営の推進状況の監視機関である「コンプライアンス委員会」を設置する等、コンプライアンス経営体制の構築とその適正な運用、推進に努めています。

グループ各社においても、通報・相談窓口の設置をはじめとしたコンプライアンス経営体制を構築、推進しています。

リスク管理体制

リスク管理体制の体系化と事業活動に関する様々な損失

リスクの最小化を図るため、「危機管理規程」を制定するとともに、危機管理を統括する組織である「危機管理委員会」を中心とした危機管理体制を構築、推進し、あらゆるリスクに関する予防と対応、情報の共有化を図っています。

また、電子情報資産の保護管理に関する「情報セキュリティポリシー」や当社の保有する個人情報を的確に保護するための「個人情報保護ポリシー」、「個人情報保護規程」を制定し、危機管理体制の強化充実に努めています。

業務の執行体制

当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行しています。

原則として月1回開催される取締役会では、経営に関する重要な事項についての審議、意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況を監督しています。また、役付取締役等と常勤監査役で構成される常務会を定期的に開催し、取締役会付議案件を含む経営上の重要事項の審議や、事業運営等に関する重要情報の共有化を図っています。

グループ・ガバナンス

当社は、「東武グループコーポレート会議」を定期的に開催し、グループ各社へのグループ経営方針等の伝達・周知、経営情報の共有化を図るとともに、グループ会社を統括管理する専門部署を設置し、東武グループの経営方針および「グループ会社管理規程」に基づきグループ会社の業務執行を管理、支援しており、グループ各社と連携してグループ全体でコンプライアンス経営を進めることで、グループ全体の内部統制システムの充実、強化を図っています。

また、金融商品取引法その他法令に基づく「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況の評価と継続的な改善活動の実施により、財務報告の信頼性を確保していきます。

監査体制

監査役監査について、各監査役は、監査役会を定期的
に開催するとともに、取締役会その他の重要な会議へ出席
するほか、グループ会社を含む業務および財産の状況の調査
等を通じて、リスク管理をふまえた取締役の職務執行の監査
を行っています。

内部監査については、内部統制システムの信頼性を確保
するため、監理部内に内部監査部門を設置し、「内部監査規

程」に基づき、適正な業務運営の維持とともに業務改善およ
び経営の効率化をめざして実施しています。

会計監査については、当社と監査契約を締結しているあ
ずさ監査法人が実施しています。

これら監査役、内部監査部門および会計監査人は、監査
計画や監査実施結果等について適宜情報交換を行う等連携
を図っています。

<コーポレート・ガバナンス体制図>

